

野田市告示第74号

公共下水道（汚水）の供用を開始するので、下水道法第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、野田市の休日を定める条例（平成元年野田市条例第18号）第1条第1項に定める市の休日を除く令和8年3月31日から4月14日の午前8時30分から午後5時15分の間に当市建設局土木部下水道課事務室に備え置いて縦覧に供する。

令和8年 3月31日

野田市長 鈴木 有

記

- 1 供用を開始する年月日
令和8年 4月 1日

2 供用を開始する区域

処理分区	大字	字	区分
野田第1-2	尾崎	篠山、堂山、遠島	各一部
野田第1-3	七光台 船形	上原式	各一部
野田第2-1	中根新田 柳沢新田	鹿島前 向耕地	各一部
野田第2-2	蕃昌新田	米喊	一部
野田第2-3	清水 柳沢新田	雨溜 山ノ内	各一部
野田第2-4	清水 中野台	沼端、馬作 後台	各一部
野田第4	野田 上花輪 中根新田 花井新田 山崎 堤根新田	太子前 太子前、神明腰 矢向 野馬込、上三丁歩 上宿 下荒久、窪	各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

(1) 野田第1-2処理分区

管番号	起 点	終 点
2557	尾崎字堂山 423-1	尾崎字堂山 411-10
2562	尾崎字篠山 480-3	尾崎字篠山 487-1
2583	尾崎字堂山 423-3	尾崎字堂山 423-1
面のみ	尾崎字遠島 749-1 他	
面のみ	尾崎字堂山 373 他	

(2) 野田第1-3処理分区

管番号	起 点	終 点
105	七光台 236-4	七光台 233-1
107	七光台 233-1	七光台 233-4
109	七光台 233-4	七光台 231-1
110	七光台 316-25	七光台 316-12
114	七光台 316-12	七光台 235-10
115	七光台 316-33	七光台 235-10
116	七光台 235-10	七光台 319-3
118	七光台 319-3	七光台 233-4
120	七光台 233-4	七光台 231-1
124	七光台 386-1	七光台 386-2
126	七光台 386-2	七光台 383-3
165	七光台 383-3	七光台 329-3
面のみ	船形字上原式 1573-1 他	

(3) 野田第2-1処理分区

管番号	起 点	終 点
面のみ	中根新田字鹿島前 196-56 他	
面のみ	柳沢新田字向耕地 290-1 他	
面のみ	柳沢新田字向耕地 311-5 他	

(4) 野田第2-2処理分区

管番号	起 点	終 点
面のみ	蕃昌新田字米喊 264-1 他	

(5) 野田第2-3処理分区

管番号	起 点	終 点
面のみ	清水字雨溜 173-1 他	
面のみ	柳沢新田字山ノ内 35-2 他	

(6) 野田第2-4処理分区

管番号	起 点	終 点
2-3-6	清水字馬作 866-5	清水字馬作 866-13
2-3-8	清水字馬作 866-13	清水字馬作 865-4

2-3-10	清水字馬作 865-4	清水字馬作 886-21
2-3-12	清水字馬作 886-21	清水字馬作 886-6
2-3-14	清水字馬作 886-6	清水字馬作 890-2
面のみ	中野台字後台 43-39 他	

(7) 野田第4処理分区

管番号	起 点	終 点
3 4 3	野田字太子前 851-17	野田字太子前 851-33
3 9 9	上花輪字太子前 1242-5	上花輪字太子前 1242-8
5 3 5	上花輪字神明腰 1143-1	上花輪字神明腰 1143-5
5 3 7	上花輪字神明腰 1143-5	上花輪字神明腰 1145-13
5 3 9	上花輪字神明腰 1145-13	上花輪字神明腰 1145-1
5 4 1	上花輪字神明腰 1145-1	上花輪字神明腰 1146-1
5 4 2	上花輪字神明腰 1150-3	上花輪字神明腰 1146-1
面のみ	中根新田字矢向 120-6 他	
面のみ	花井新田字野馬込 8-2 他	
面のみ	花井新田字野馬込 26-5 他	
面のみ	山崎字上宿 1605-32 他	
面のみ	堤根新田下荒久 7-1 他	
面のみ	堤根新田字窪 82-7 他	
面のみ	花井新田字上三丁歩 250-9 他	

- 4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式
- 5 下水の処理を開始する公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の名称及び位置
- (1) 江戸川第一終末処理場 市川市下妙典、本行徳及び加藤新田
 - (2) 江戸川第二終末処理場 市川市福栄四丁目